

尼崎市児童入所施設措置費請求書審査等業務委託仕様書

1 目的

児童入所施設措置費請求書等審査業務（以下「本業務」という。）を委託することにより、請求書の適正な審査及び事業者との調整等に係る安定的な運営体制を確保することを目的とする。

2 用語の定義

本仕様書において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 児童養護施設等

児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び里親とする。

(2) 児童一時保護委託施設等

上記(1)児童養護施設等に加え、医療機関及び警察等とする。

3 委託期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、受託者が本件業務を問題なく履行し、かつ今後も委託の趣旨に沿った履行が期待できる場合において、次年度以降本事業の予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、当該承認された予算の範囲内において、令和 10 年度まで同一事業者への委託を予定している。

4 請求書審査予定件数（月間）

下記のとおり処理件数を見込むものとするが、今後の入所措置及び一時保護委託状況に応じて変動があるものとする。

(1) 児童入所施設措置費

児童養護施設等 約 90 件／月（うち里親 約 30 件／月）

参考：令和 7 年 3 月 31 日現在施設入所児童在籍状況 202 人（里親委託を含む）

兵庫県統計資料「ひょうごの児童相談」県子ども家庭センター別施設別児童在籍状況（第 20 表）

(2) 児童一時保護委託費

児童一時保護委託施設等 約 10 件／月

5 業務内容

児童入所施設措置費及び児童一時保護委託費に係る請求書審査業務は、次のとおりとする。

(1) 請求書等の受付

受託者は、電子メールにより児童一時保護委託施設等（以下「請求者」という。）から電子申請された請求書及び証明書類等（以下「請求書等」という。）を受け付けるものとする。

ただし、これにより難しいときは郵送により受け付けることも可能とする。

(2) 請求書等の審査

受託者は、請求書等を受け付けた日から 20 日以内に、請求内容が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 49 号こども家庭庁支援局長通知）等に基づいたものとなっているか、証明書類等が正しく添付されているか、市の措置等の状況と請求内容が相違ないかを審査することとする。

なお、請求書等の審査に当たり、疑義が生じたものについては委託者と受託者による協議の上、対応するものとする。

また、請求書等の内容に不備がある場合は、請求者へ連絡し、委託者へ報告した上で必要に応じて請求書等の再提出又は資料の追加提出を求めること。

(3) 審査後の請求書等の提出

受託者は、請求書等の審査後、委託者が提供するファイル共有システムにより電子ファイル形式で委託者へ提出すること。郵送により受け付けた請求書等についても同様とする。なお、受託者は、請求書等を提出した旨を別途電子メール等で委託者に通知すること。

(4) 支弁台帳の作成等

受託者は、「措置費等支弁台帳について」（平成 10 年 5 月 1 日児発第 365 号）に基づき、支弁台帳を作成し、各月の支払状況を速やかに委託者へ提出するものとする。

(5) 問合せ対応

受託者は、請求者からの請求に関する問合せに対応し、説明を丁寧に行うこととする。

6 履行場所及び履行環境

(1) 履行場所

ア 本業務の履行場所は、受託者の負担により用意する事務所とすること。

イ 受け付けた請求書等においては、施錠可能な書庫等に保管し、保管する部屋についても必ず施錠すること。また、保管する文書は、本業務担当者以外は閲覧できないように配慮し、管理については厳格かつ適正に行うこと。

(2) 履行環境

ア 受託者は、委託者が提供するファイル共有システムへアクセスするためのインターネット環境を構築すること。

イ 受託者は、委託者との事務連絡に使用するための電子メールアドレスを取得する

こと。また、請求者からの請求に関する問合せに十分に対応できる体制を確保するために電話回線を複数回線設置すること。

7 事業報告

受託者は、四半期毎に委託者に対し、請求書の審査件数、審査に要した日数及び請求者からの問合せに対する対応内容をまとめ、事業報告書（任意様式）を提出すること。

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を実施する上で個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は当該事項を本業務以外に使用してはならない。ただし、法令又は委託者が認めた場合はこの限りではない。

9 再委託

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ委託者に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先及び再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。なお、8の個人情報の保護については、再委託先にも適用するものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、業務中に何らかの障害又は問題が発生した場合、直ちに委託者に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事象が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告するとともにその指示により対応することとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様の変更又は業務内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者の両者が協議し、誠意をもってこれにあたるものとする。

以 上